

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、この公告に係る、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成18年12月8日

京都市長 榊 本 頼 兼

- 1 届出者の氏名及び住所
京都醍醐センター株式会社
代表取締役 市村 延之
京都市伏見区醍醐高畑町30番地の1

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
パセオ・ダイゴロー西館
京都市伏見区醍醐高畑町30番地の1

(2) 変更する事項

変更する事項	変 更 前	変 更 後
廃棄物保管施設の位置	(変更計画説明書記載)	(変更計画説明書記載)

(添付図面は省略)

(3) 変更年月日

平成18年12月1日

3 届出年月日

平成18年11月30日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成18年12月8日（金）から平成19年4月9日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成19年4月9日(月)

(産業観光局商工部商業振興課)